

昭和三十一年文部省令第二十八号

大学設置基準

学校教育法第三条、第八条、第六十三条及び第八十八条の規定に基き、大学設置基準を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条—第二条の二）	大学設置基準
第二章 教育研究上の基本組織（第三条—第六条）	学校教育法第三条、第八条、第六十三条及び第八十八条の規定に基き、大学設置基準を次のように定める。
第三章 教育研究実施組織等（第七条—第十一条）	大学設置基準
第四章 教員の資格（第十二条—第十七条）	学校教育法第三条、第八条、第六十三条及び第八十八条の規定に基き、大学設置基準を次のように定める。
第五章 収容定員（第十八条）	大学設置基準
第六章 教育課程（第十九条—第二十六条）	学校教育法第三条、第八条、第六十三条及び第八十八条の規定に基き、大学設置基準を次のように定める。
第七章 卒業の要件等（第二十七条—第三十三条）	大学設置基準
第八章 校地、校舎等の施設及び設備等（第三十四条—第四十条の四）	大学設置基準
第九章 学部等連係課程実施基本組織に関する特例（第四十一条）	大学設置基準
第十章 専門職学科に関する特例（第四十二条）	大学設置基準
第十一章 工学に関する学部の教育課程に関する特例（第四十二条の十）	大学設置基準
第十二章 国際連携学科に関する特例（第五十条の四）	大学設置基準
第十三章 共同教育課程に関する特例（第五十一条—第五十九条）	大学設置基準
第十四章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例（第五十五条）	大学設置基準
第十五章 雜則（第五十八条—第六十一条）	大学設置基準
附則 第一章 総則（趣旨）	大学設置基準
第一条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。	大学設置基準
第二条 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。	大学設置基準
第三条 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようすることともとより、学校教育法第一百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研	大学設置基準

究活動等について不斷の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならぬ。
(教育研究上の目的)
大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的の他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的の他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

第二条の二 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十一年文部省令第十一号）第百六十条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

第二章 教育研究上の基本組織

第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適當な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適當であると認められるものとする。

第三章 教育研究実施組織等

第四条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。
(学科)

第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織（以下「学部以外の基本組織」という。）は、当該

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

第八条 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第九条 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつゝ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

第十条 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

第十一条 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の内滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行つため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

第十二条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第十三条 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第十四条 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学

第十五条 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第十六条 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学

第十七条 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学

第十八条 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学

第十九条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第二十条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第二十一条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第二十二条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第二十三条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第二十四条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第二十五条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第二十六条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第二十七条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第二十八条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第二十九条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第三十条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第三十一条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第三十二条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第三十三条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第三十四条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第三十五条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第三十六条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第三十七条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第三十八条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第三十九条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第四十条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第四十一条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第四十二条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第四十三条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第四十四条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第四十五条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第四十六条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第四十七条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第四十八条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第四十九条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第五十条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第五十一条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第五十二条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第五十三条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第五十四条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第五十五条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第五十六条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第五十七条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第五十八条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第五十九条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第六十条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第六十一条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第六十二条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第六十三条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第六十四条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第六十五条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第六十六条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第六十七条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第六十八条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第六十九条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第七十条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第七十一条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第七十二条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第七十三条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第七十四条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第七十五条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第七十六条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第七十七条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第七十八条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第七十九条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第八十条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第八十一条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第八十二条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第八十三条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第八十四条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第八十五条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第八十六条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第八十七条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第八十八条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第八十九条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第九十条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第九十一条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第九十二条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第九十三条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第九十四条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第九十五条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第九十六条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第九十七条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第九十八条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第九十九条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第一百条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百一条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百十二条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百十三条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第一百十四条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百十五条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百十六条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百十七条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第一百十八条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百十九条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百二十条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百二十三条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第一百二十四条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百二十五条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百二十六条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百二十七条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第一百二十八条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百二十九条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百三十条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百三十三条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

第一百三十四条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百三十五条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百三十六条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

第一百三十七条 大学には、教育研究上必要があるとき授業を担当しない教員

数とする。)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。

(組織的な研修等)

第十一條 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(次項に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 大学は、学生に対する教育の充実を図るために、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

3 大学は、指導補助者(教員を除く。)に対し、必要な研修を行うものとする。

第四章 教員の資格

(学長の資格) 第十二条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(教授の資格) 第十三条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関するこれらに相当する教員としての経験を含む。)のある者

五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格) 第十四条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における

各号のいずれかに該当する者は、次のようにして定めるものとする。

教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学又は専門職大学において助教又はこれまでに準ずる職員としての経験(外国におけるこれに相当する職員としての経験を含む。)のある者

三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第十三条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者

(助教の資格)

助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教

育を担当するにふさわしい教育上の能力を有す

ると認められる者とする。

一 第十三条规定又は第十四条各号のいずれかに該当する者

二 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位

規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

三 専攻分野について、知識及び経験を有する者

と認められる者

(助手の資格)

助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する

他の大学、専門職大学又は短期大学(以下この条において「他大学」という。)が当該大学と連携して開設する授業科目(次項に規定する要件に適合するものに限る。以下この条及び第二十七条の三において「連携開設科目」とい

る。)を、当該大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。

一 前項第一号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行つるものに限る。)の社員が設置する他大学

前項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。

一 前項第二号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

二 前項第三号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

二 前項第二号に該当する他大学が開設するものと同号の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針(その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学の間の教育研究活動等に関する連携を推進するための方針をいう。)の開設及び実施に係る方針

二 前項第三号に該当する他大学が開設するものと同号の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針(その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学の間の教育研究活動等に

二 前項第二号に該当する他大学が開設するものと同号の大学等連携推進法人が策定する連携推進方針(その社員が設置する大学、専門職大学又は短期大学の間の教育研究活動等に

のとして文部科学大臣が別に定める基準に適合するものに限る。)が設置する他大学

二 大学等連携推進法人(その社員のうちに大學生、専門職大学又は短期大学の設置者が二以上ある一般社団法人のうち、その社員が設置された大学、専門職大学又は短期大学の間の連携の推進を目的とするものであつて、当該大学、専門職大学又は短期大学の間の緊密な連携が確保されていることについて文部科学大臣の認定を受けたものをいう。次項第二号及び第四十五条第三項において同じ。)当該大学の設置者が社員であるものであり、かつ、連携開設科目に係る業務を行つものに限る。)の社員が設置する他大学

前項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなすことができる連携開設科目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方針に沿つて開設されなければならない。

一 前項第一号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第二号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第三号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第四号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第五号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第六号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第七号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第八号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第九号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第十号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第十一号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第十二号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第十三号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第十四号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第十五号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第十六号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第十七号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

一 前項第十八号に該当する他大学が開設するものと同号に規定する基準の定めるところによる当該大学の設置者が策定する連携開設科目の開設及び実施に係る方針

5 前四項又は第四十二条の九の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十一条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

6 第一項から第四項まで又は第四十二条の九の規定により卒業の要件により修得すべき単位数のうち、第二十七条の三の規定により修得したるものとみなすものとする単位数は三十単位を超えないものとする。

(授業時間制をとる場合の特例)

第三十三条 前条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて単位の修得に代える授業科目に係る第二十一条第一項又は第二十七条の規定の適用については、第二十一条第一項中「単位数」とあるのは「授業時間数」と、第二十七条中「一の授業科目」とあるのは「授業科目」と、「単位を与えるものとする」とあるのは「修了を認定するものとする」とある。

2 授業時間数を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数をこれに相当する単位数とみなして第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第二十九条第一項又は第三十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)若しくは第三項の規定を適用することができる。

3 前項の規定にかかるわらず、大学は、法令の規定による制限その他利用するため、適当な空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有するものとする。

2 前項の規定にかかるわらず、大学は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。

二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。

(運動場等)

第三十五条 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。

(校舎)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。

2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と數を備えるものとする。

3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。

(校地の面積)

第三十七条 大学における校地の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く)は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

2 前項の規定にかかるわらず、同じ種類の昼間学部(昼間において授業を行なう学部をいう。以下同じ)及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

(校舎の面積)

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ(1)若しくは(2)又はロの表に定める面積(共同学科を置く場合にあっては、当該学部における共同学科以外の学部とみなして同表を適用する学部又は学科を置く場合にあっては、当該学部における共同学科の面積(共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学部を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積)が最大である学部についての同表に定める面積(共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学部を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積)に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ(1)若しくは(2)の表に定める面積(共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学部を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積)を合計した面積を加えた面積(共同学科を置く場合には、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積)以上とする。

第三十八条 大学は、教育研究を促進するため、研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という)を、図書館を中心にして電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法)その他の情報通信の技術を利用して提供するものとする。

(教育研究上必要な資料及び図書館)

第三十九条 大学は、教育研究を促進するため、研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という)を、図書館を中心として電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法)その他の情報通信の技術を利用して提供するものとする。

(教育研究上必要な資料)

第三十九条の二 図書館には、その機能を十分に發揮させるために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。

(附属施設)

第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

(薬学実務実習に必要な施設)

第三十九条の二 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とする目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

(学部又は学科)
附属施設

により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積)以上とし、複数の学部を置く大学にあっては、当該複数の学部のうち同表に定める面積(共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学部を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積)が最大である学部についての同表に定める面積(共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学部を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積)に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ(1)若しくは(2)の表に定める面積(共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学部を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積)を合計した面積を加えた面積(共同学科を置く場合には、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積)以上とする。

法律第二百五号)第七十条第一項に規定する参加法人等(同項第一号に掲げる法人に限る)が開設する病院(医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限る)を含む)。

附屬学校又は附屬幼稚連携型認定園(就学前の子ども園)に規定する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携認定こども園であつて、大学に附属して設置されるものをいう)。

医学又は歯学附属病院(医療法)(昭和二十三年法律第二百五号)第七十条第一項に規定する参加法人等(同項第一号に掲げる法人に限る)が開設する病院(医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限る)を含む)。

法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼稚連携認定こども園であつて、大学に附属して設置されるものをいう)。

医学又は歯学附属病院(医療法)(昭和二十三年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼稚連携認定こども園であつて、大学に附属して設置されるものをいう)。

(機械、器具等)
第四十条 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(二)以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備) 器具及び標本を備えるものとする。

第四十条の二 大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合には、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(教育研究環境の整備)
第四十条の三 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。(教育研究環境の整備)

第四十一条 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる等」という。の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第九章 学部等連係課程実施基本組織に関する特例 第四十一条の四 大学、学部及び学科(以下「大学等」という。)の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第四十一条 大学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であつて、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該大学に置かれる二以上の学部等(学部又は学部以外の基本組織(この条の規定により置かれたものを除く。)をいう。以下の条において同じ。)との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学部等が有する教育研究実施組織並びに施設及び設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する学部は、前項に規定する二以上の学部等(以下この条において「連係協力学部等」という。)の基幹教員がこれを兼ねることができる。

4 連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもつて足りるものとする。

学部等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該学部等連係課程実施基本組織に係る基幹教員は、教育研究に支障がないと認められる場合に、前項に規定する二以上の学部等(以下この条において「連係協力学部等」という。)の基幹教員がこれを兼ねることができる。

3 連係協力学部等の面積及び附属施設の基準は、連係協力学部等の全てがそれらに係る当該基準をそれぞれ満たすことをもつて足りるものとする。

4 学部等連係課程実施基本組織の収容定員は、連係協力学部等の収容定員の内数とし、当該学部等連係協力学部等の収容定員は、

部等連係課程実施基本組織」として学則で定めるものとする。

第五章 第六条第三項の規定にかかるわらず、この省令において、第二章、第十一条、第十八条、第三十一条の二、第三十九条、第十章から第十三章まで、第五十八条及び別表第一から別表第三までを除き、「学部」には学部等連係課程実施基本組織を含むものとする。

第六章 専門職学科に関する特例

(専門職学科とする学科等)

第四十二条 大学の学部の学科(学校教育法第八十七条第二項に規定する課程に係る学科を除く。)のうち、専門性が求められる職業を担当するための実践的かつ応用的な能力を開拓する教育課程を編成するものは、専門職学科を除く。前項に規定する専門職学科のみで組織する学部は、専門職学部とする。

(専門職学科と係る入学者選抜)

第四十二条の二 専門職学科を設ける大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たつては、第二条の二に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

(実務の経験等を有する基幹教員)

第四十二条の三 専門職学科を置く学部に係る第一十条の規定による基幹教員数のうち、別表第一イ(2)による専門職学科の基幹教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(次項において「実務の経験等を有する基幹教員」という。)とする。

(専門職学科に係る実務の経験等を有する基幹教員のうち、前項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下二位点以下この条において「学長等」という。)が指名する教員その他の職員)

二 教授、基幹教員としての講師又は助教の経験(外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。)のある者

一 大学又は専門職大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経験(外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。)のある者

3 第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下二位点以下この条において「学長等」という。)が指名する教員その他の講師又は助教の経験(外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。)のある者

4 四臨地実務実習(第四十二条の九第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。)その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と協力する事業者について責任を担う者で足りるものとする。ただし、当該者の数は、別表第一イ(1)備考第二号(二号)ただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員の数及び同表備考第三号の規定により算入する教員の数と合わせて、別表第一イ(2)に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

5 第二項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下二位点以下この条において「学長等」という。)その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と協力する事業者について責任を担う者で足りるものとする。ただし、当該者の数は、別表第一イ(1)備考第二号(二号)ただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員の数及び同表備考第三号の規定により算入する教員の数と合わせて、別表第一イ(2)に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

(専門職学科に係る教育課程の編成方針)

第四十二条の四 専門職学科の教育課程の編成に当たつては、専門職学科を設ける大学は、第十九条第一項及び第二項に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を開拓させるとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(専門職学科に係る教育課程の編成方針)

第四十二条の五 専門職学科を設ける大学は、専門職学科に係る実務の経験等を有する基幹教員のうち、前項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下この条において「学長等」という。)が指名する教員その他の職員)

二 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価

三 対外的連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の実施に関する事項

四 対外的連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の実施に関する事項

五 対外的連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の実施に関する事項

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 四臨地実務実習(第四十二条の九第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。)その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と協力する事業者について責任を担う者で足りるものとする。ただし、当該者の数は、別表第一イ(1)備考第二号(二号)ただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員の数及び同表備考第三号の規定により算入する教員の数と合わせて、別表第一イ(2)に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

五 当該専門職学科を設ける大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの

六 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

(専門職学科の授業科目)

一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価

二 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の実施に関する事項

三 対外的連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の実施に関する事項

四 対外的連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の実施に関する事項

五 対外的連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の実施に関する事項

かかわらず、特定国際連携学科に係る施設及び設備については、当該特定国際連携学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該特定国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

(国際連携学科を設ける二以上の大学が国際連携学科において連携して教育研究を実施する場合の適用)

は、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る基幹教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして第十条の規定を適用して得られる学部の種類及び規模に応じて定める基幹教員の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る基幹教員の数を合計した数に、一を加えた数以上とする。

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る基幹教員の数は、それぞれの

研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該国際連携学科に係る収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。
(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校舎の面積)

る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行ふため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であるとの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第十九条第一項、第二十二条、第二十八条、第二十九条第二項、第三

合の国際連携教育課程の編成)
第五十六条の三 前条の場合（以下この章において「共同国際連携教育課程の場合」という。）にあつては、当該二以上の大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の大学のうち一の大学が開設する授業科目を、当該二以上の大学のうち他の大学の国際連携教育課程の一部とみなして、それぞれの大学ごとに同一内容の国際連携教育課程を編成するものとする。
(共同国際連携教育課程の場合の国際連携教育課程に係る単位の認定)

第五十六条の四 共同国際連携教育課程の場合にあつては、当該二以上の大学は、学生が当該二以上の大学のうち一の大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位（第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該二以上の大学のうち他の大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。
(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る其幹教員数)

第五十六条の五 第五十五条第一項の規定にかかるわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、

4 第二項の規定による当該国際連携学科に係る
大学別基幹教員数(前項の規定により当該国際
連携学科に不足する数の基幹教員を置くときは、
は、当該基幹教員の数をえた数)が、当該国
際連携学科の種類に応じ、別表第一イ(1)若
しくは(2)の表の下欄(保健衛生学関係(看
護学関係)にあつては、中欄)に定める基幹教
員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表
の収容定員三六〇人までの場合の基幹教員数の
欄の数(以下これらをこの項において「最小大
学別基幹教員数」という。)に満たないとときは、
前二項の規定にかかわらず、当該国際連携学科
に係る基幹教員の数は、最小大学別基幹教員数
以上とする。
(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科
に係る校地の面積)
第五十六条の六 第三七条第一項の規定にかか
わらず、共同国際連携教育課程の場合にあつて
は、国際連携学科に係る校地の面積について
は、それぞれの大学に置く当該国際連携学科に
係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際
連携学科に係る収容定員を合計した数に十平方
メートルを乗じて得た面積を超える、かつ、教育

国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超えて、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに大学別校舎面積を有することを要しない。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備)

第五十六条の八 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十の規定にかかるわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第十四章 教育課程等に関する事項の改善
に係る先導的な取組に関する特例

第五十七条 この省令に定める教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係

等に定め、公表するものとする。

(**第五章** 外国に設ける組織)

第五十八条 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

(学校教育法第百三十三条に定める大学についての適用除外)

第五十九条 第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十七一条の二、第四十七条、第四十八条、第四十九条(第三十四条及び第三十五条の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る)、第五十六条の六、第五十六条の七及び第五十六条の八(第三十四条及び第三十五条の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る)の規定は、学校教育法第百三十三条に定める大学には適用しない。 (その他の基準) **第六十条** 大学院その他に関する基準は、別に定める。 (段階的整備) **第六十一条** 新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育

は、国際連携学科を置くそれぞれの学部に係る基幹教員の数は、当該学部における当該国際連携学科以外の学科を一の学部とみなして第十条の規定を適用して得られる学部の種類及び規模に応じて定める基幹教員の数と、次項から第四項までの規定により得られる当該国際連携学科に係る基幹教員の数を合計した数に、一を加えた数以上とする。

共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る基幹教員の数は、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ(1)若しくは(2)の表の中欄又は口の表を適用して得られる基幹教員の数(次項において「全体基幹教員数」という。)をこれらの国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数(その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別基幹教員数」という。)以上とする。

前項に規定する当該国際連携学科に係る大学別基幹教員数の合計が全体基幹教員数に満たないときは、その不足する数の基幹教員をいすれかの大学の当該国際連携学科に置くものとす

第五十六条の七 共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科を置くそれぞれの大学における第三十七条の二の規定の適用については、同条中「共同学科」とあるのは、「共同学科又は共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科」とし、「第四十八条第一項」とあるのは、「第四十八条第一項又は第五十六条の七第二項」とし、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて同一の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ(1)若しくは(2)又はロの表を適用して得られる面積(次項において「全体校舎面積」という。)をこれら国際連携学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積(次項において「大学別校舎面積」という。)以上とする。

る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行ふため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行うう大學であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第十九条第一項、第二十二条、第二十八条、第二十九条第二項、第三十条第四項、第三十二条第五項若しくは第六项、第三十七条、第三十七条の一、第四十一条第三項（基幹教員数に係る部分を除く。）、第四十二条の八、第四十五条第一項から第三項まで、第四十七条、第四十八条、第五十二条第二項、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十六条の六又は第五十六条の七第二項若しくは第三項の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

国際連携学科に係る校舎の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに大学別校舎面積を有することを要しない。

(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る施設及び設備)

第五十六条の八 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十の規定にかかわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

等に定め、公表するものとする。
第五十九章 雜則
(**外国に設ける組織**)
第五十八条 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。
(学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外)
第五十九条 第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十七条の二、第四十七条、第四十八条、第四十九条(第三十四条及び第三十五条の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る)、第五十六条の六、第五十六条の七及び第五十六条の人(第三十四条及び第三十五条の規定に係る施設及び設備について適用する場合に限る)の規定は、学校教育法第百三条に定める大学には適用しない。
(その他の基準)
第六十条 大学院その他に関する基準は、別に定

当該二以上の大学のうち他の大学における当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。
(共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る基幹教員数)

第五十六条の六 第三十七条第一項の規定にかかるわらず、共同国際連携教育課程の場合にあつては、国際連携学科に係る校地の面積については、それぞれの大学に置く当該国際連携学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの国際連携学科に係る収容定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育

められる場合には、それぞれの大学ごとに当該国際連携学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第六十条 大学院その他に関する基準は、別に定める。
(段階的整備)
第六十一条 新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育

研究実施組織、校舎等の施設及び設備について
は、別に定めるところにより、段階的に整備す
ることができる。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令施行の際、現に設置されている大学
に在職する教員については、その教員が現在在
職する教員の職に在る限り、この省令の教員の
資格に関する規定は、適用しない。
3 この省令施行の際、現に設置されている大学
の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の
日前に係るものについては、当分の間、なお従
前の例によることができる。

- 4 平成二十二年度以降に期間（令和十一年度ま
での間の年度間に限る。）を付して医学に関する
学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超
えて、地域における医療及び介護の総合的な
確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十
四号）第四条第一項に規定する都道府県計画そ
の他の都道府県が作成する医療に関する計画に
記載された大学の入学定員及び編入学定員の増
加により算出される収容定員の増加のみにより
八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及
び附則第六項において「医学部の収容定員を七
百二十人を超えて増加する大学」という。）の
基幹教員数の算定については、別表第一〇に定
める医学関係の基幹教員数は、収容定員が七百
八十人までの場合にあつては百五十人、収容定
員が八百四十人までの場合は百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に
適合することとして、第十条の規定を適用す
る。

- 5 医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加
する大学の校地の面積の算定については、当該
大学の医学に関する学部の学科における七百二
十人を超える部分の収容定員の増加はないもの
とみなして第三十七条第一項の規定を適用す
る。
- 6 医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加
する大学の校舎の面積の算定については、別表第
三〇に定める医学関係の校舎の面積を別表第
三〇に定める収容定員七百二十人までの場合の
医学関係の校舎の面積に七百二十人を超える収
容定員に応じて六人につき七十五平方メートル
の割合により算出される面積を増加した面積と
し、及び別表第三〇に定める医学関係の附属病
院の面積を別表第三〇に定める収容定員七百二
十人までの場合の医学関係の附属病院の面積に
七百二十人を超える収容定員に応じて六人につ
き百平方メートルの割合により算出される面積
を増加した面積として、第三十七条の二の規定
を適用する。

十人までの場合の医学関係の附属病院の面積に
七百二十人を超える収容定員に応じて六人につ
き百平方メートルの割合により算出される面積
を増加した面積として、第三十七条の二の規定
を適用する。

附 則（昭和三七年四月一八日文部省令第二 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年三月六日文部省令第七 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年七月一日文部省令第 三七号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十
一年四月一日から適用する。

附 則（昭和四三年四月一日文部省令第 七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年八月三一日文部省令第 二一号）

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行
する。

附 則（昭和四七年三月一八日文部省令第 五号）

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行
する。

附 則（昭和四八年一月二八日文部省 令第二九号）抄

この省令は、昭和五十年三月一八日文部省令
第一号によることとする。

附 則（昭和五〇年一二月二十五日文部省 令第四〇号）

この省令は、昭和五一年四月一日から施行
する。

附 則（昭和五〇年四月二八日文部省令第 二号）

この省令は、昭和五一年四月一日から施行
する。

附 則（昭和五〇年四月二八日文部省令第 二号）抄

この省令は、昭和五一年四月一日から施行
する。

附 則（昭和五一年一月二八日文部省 令第二号）

この省令は、昭和五一年一月二八日文部省令
第一号によることとする。

附 則（昭和五六年一月一七日文部省令 第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和五十七年四月一日から施行
する。

附 則（昭和五八年九月一〇月三一日文部省 令第五三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年九月一〇月三一日文部省 令第四四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年九月一〇月三一日文部省 令第四五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一三日文部省令第 四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年二月五日文部省令第 二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年二月五日文部省令第 一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年八月一三日文部省令第 四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年九月四日文部省令第 三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年九月一〇月三日文部省令第 二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年六月三日文部省令第二 号）

この省令は、平成三年七月一日から施行す
る。

附 則（平成三年六月三日文部省令第二 号）

この省令は、平成三年七月一日から施行す
る。

附 則（平成三年六月三日文部省令第二 号）

この省令は、平成三年七月一日から施行す
る。

附 則（平成九年六月五日文部省令第二 号）

この省令は、平成九年六月五日から施行す
る。

この省令は、昭和五八年六月二四日文部省令
第一号によることとする。

附 則（昭和五九年四月一日文部省令第 一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月一四日文部省令 第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年九月一四日文部省令 第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日文部省令 第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月三〇日文部省令 第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月三〇日文部省令 第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月三〇日文部省令 第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月三〇日文部省令 第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月一三日文部省令 第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月一三日文部省令 第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月一三日文部省令 第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月一三日文部省令 第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年三月一三日文部省令 第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

二 この表に定める基幹教員数の半数以上は原則として教授することとし、四分の三以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員とする（2）の表及び別表第二において同じ。）員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学部（他の大学若しくは専門職大学に置かれる学部又は短期大学に置かれる学部を含む。以下この号及び次号において同じ。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学部について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる（2）及びロの表において同じ。）

三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、前号ただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員と

七 二以上の学科で組織する学部における基幹教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は(2)の表の下欄から算出される基幹教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される基幹教員数とする。

八 二以上の学科で組織される学部に歯医学関係の学科を置く場合における基幹教員数は、それぞれの学科が属する分野のこの表の下欄から算出される基幹教員数の合計数とする。

九 薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部に薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とする目的とするもの)の一学科を置く場合における当該一学科に対するこの表の適用については、下欄中「一六」とあるのは、「二二」とする。

十 薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部に係る基幹教員のうちには、文部科学大臣が別に定めることにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。

六 表に定める基幹教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の基幹教員数はこの表に定める基幹教員数とし、当該昼間学部の基幹教員数はこの表に定める基幹教員数の三分の一以上とする（（2）の表及び別表第二において同じ）。

昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める基幹教員数を減らすことができる（（2）の表及び別表第二において同じ）。

四 合わせて、この表に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする（2）の表において同じ。）
五 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき基幹教員三人（獸医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とするもの）にあつては、収容定員六〇〇人につき基幹教員六人）の割合により算出される数の基幹教員を増加するものとする（口の表において同じ）。
夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一

別表第三 学部の種類に応じ定める校舎の面積
(第三十七条の一関係)

法 関 係 學										教 學 保 育 ・ 育										文 關 係 學		學 部 種 類 の 員 定 收 容		面積							
2, 4 4 4 6					2, 4 4 6					2, 4 4 6					2, 4 4 6				二〇〇〇				(1) 専門職学部以外の学部に係る基準校舎面積								
0 定 2 収 員 容	4 4	，	+	0	+	6	×	0	0 定 2 収 員 容	4 4	，	+	0	+	6	×	0	0 定 2 収 員 容	4 4	，	+	0	+	6	×	0	四〇〇〇				
0 定 4 収 員 容	0 5	，	+	0	+	5	，	×	0	0 定 4 収 員 容	0 5	，	+	0	+	5	，	×	0	0 定 4 収 員 容	0 5	，	+	0	+	5	，	八〇〇〇			
0 定 8 収 員 容	5 8	，	+	0	+	2	，	×	0	0 定 8 収 員 容	5 8	，	+	0	+	2	，	×	0	0 定 8 収 員 容	5 8	，	+	0	+	2	，	八〇〇〇			

理 關 係 學	社 學 福 社 學 ・ 會	經 濟 關 係 學
4, 2, 8 6	2, 4, 4 6	2, 4, 4 6
+ 0 + 5 , × 0 0 定 収 4 0 2 7 1 1 2 貨 容	4 , + 0 + 6 × 0 0 定 収 4 6 2 0 2 1 6 2 貨 容	4 , + 0 + 6 × 0 0 定 収 4 6 2 0 2 1 6 2 貨 容
+ 0 + 4 , × 0 0 定 収 5 0 4 0 1 3 4 貨 容	0 , + 0 + 5 , × 0 0 定 収 5 3 3 0 4 3 6 1 4 貨 容	0 , + 0 + 5 , × 0 0 定 収 5 3 3 0 4 3 6 1 4 貨 容
+ 0 + 4 , × 0 0 定 収 8 0 4 0 1 3 8 貨 容	5 , + 0 + 2 , × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 2 3 1 8 貨 容	5 , + 0 + 2 , × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 2 3 1 8 貨 容

工 關係 學	農 關係 學	獸 醫 學	藥 學 關係
5, 8, 9 2	5, 2, 4 0	5, 2, 4 0	4, 2, 8 6
(定 員 容 2 4 0 5 0 0 2 6 2 1) 2 員 容			
(定 員 容 8 0 2 6 0 4 9 6 4) 4 員 容			
(定 員 容 9 0 1 9 0 4 9 6 4) 8 員 容			

音 関 係 樂	美 關 係 術	家 關 係 政
3, 3, 8 4	3, 3, 4 8	3, 6, 6 9
+ 0 + 5 × 0 0 定 収 3 0 2 9 8) 2 頁 容	3 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 4 8 3 0 2 9 9) 2 頁 容	6 , + 0 + 9 × 0 0 定 収 6 9 3 0 2 2 9) 2 頁 容
0 + 7 , × 0 0 定 収 0 4 5 9 2) 4 頁 容	9 , + 0 + 4 , × 0 0 定 収 3 7 4 0 4 0 1 3) 4 頁 容	5 , + 0 + 8 , × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 4 9 1) 4 頁 容
0 + 7 , × 0 0 定 収 0 4 5 9 2) 8 頁 容	3 , + 0 + 4 , × 0 0 定 収 3 9 7 0 4 0 1 3) 8 頁 容	4 , + 0 + 8 , × 0 0 定 収 2 9 6 0 4 4 9 1) 8 頁 容

習に必要な施設の面積は含まない（口及びハ

習に必要な施設の面積は含まない（口及びハ）
（1）の表において同じ。）。

等を使用するものを除く。)における面積については、この表に掲げた各郡の例によらう。

いでは、この表は擇ける学部の例によるものとする（2）並びにハ（1）及び（2）の表にする

三　夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設で
おいて同じ。)。

等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の又は定期のいぢりの支拂いのまことに

収容定員のいずれか多い数によりこの表に定める面積とする(2)並びにハ(1)及び(2)

の表において同じ。)。

四 星石開設制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等

を考慮して、教育に支障のない限度においてこの表に定める面積を減ずることができる。

(2) 並びにハ (1) 及び (2) において同じ。

五 この表に掲げる学部以外の学部における面積

については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする(2)の表における

（その他の）の口實は、専用の（の）口實（二
いて同じ。）。

六 この表に定める面積は専用部分の面積とする。ただし、当該大学と他の学校、就学前の子

どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律第二条第七項に規定する幼保連

道に亘て不満徴第一項に規定する幼稚園、携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以

下二の号において「学校等」というのが同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、

それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算して面積を、それぞれの

共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準

となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支障がない

限度において、この表に定める面積に当該学校等の共用部分の面積を減じて算出する。

等との共用部分の面積を含めることができる。
（2）、口並びにハ（1）及び（2）の表にお

2) 専門職会議の基準を含む賃

(2) 専門職学部は係る基準枚数面積

員定

学部の員場合の場合の場合の場合の場合

種類

———
———
———
———
———

関係学		法 關係学		教 係 学 保 学 關 育 · 育		文 關 係 学	
2, 1 4 3		2, 1 4 3		2, 1 4 3		2, 1 4 3	ル 方 トメ
0 定 収 1 員 容	1 , + 0 + 3 × 0 0 定 収 4 3 2 0 1 0 3	1 , + 0 + 3 × 0 0 定 収 4 3 2 0 1 0 3	1 , + 0 + 3 × 0 0 定 収 4 3 2 0 1 0 3	1 , + 0 + 3 × 0 0 定 収 4 3 2 0 1 0 3	1 , + 0 + 3 × 0 0 定 収 4 3 2 0 1 0 3	1 , + 0 + 3 × 0 0 定 収 4 3 2 0 1 0 3	ル 方 トメ
0 定 収 2 員 容	4 , + 0 + 6 × 0 0 定 収 4 6 2 0 2 1 6	4 , + 0 + 6 × 0 0 定 収 4 6 2 0 2 1 6	4 , + 0 + 6 × 0 0 定 収 4 6 2 0 2 1 6	4 , + 0 + 6 × 0 0 定 収 4 6 2 0 2 1 6	4 , + 0 + 6 × 0 0 定 収 4 6 2 0 2 1 6	4 , + 0 + 6 × 0 0 定 収 4 6 2 0 2 1 6	ル 方 トメ
0 定 収 4 員 容	0 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 5 3 3 0 4 3 6 1	0 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 5 3 3 0 4 3 6 1	0 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 5 3 3 0 4 3 6 1	0 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 5 3 3 0 4 3 6 1	0 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 5 3 3 0 4 3 6 1	0 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 5 3 3 0 4 3 6 1	ル 方 トメ
0 + 定 収 8 員 容	5 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 2 3 1	5 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 2 3 1	5 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 2 3 1	5 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 2 3 1	5 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 2 3 1	5 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 2 3 1	ル 方 トメ
関 係 学		関 係 学		係 学 福 社 学 關 社 會 · 會			
2 , 8 6		4 , 9 0		2 , 1 4 3			
+ 0 + 6 × 0 0 定 収 4 0 1 1 6	4 , + 0 + 7 × 0 0 定 収 9 0 4 0 1 9 5	4 , + 0 + 7 × 0 0 定 収 9 0 4 0 1 9 5	1 , + 0 + 3 × 0 0 定 収 4 3 2 0 1 0 3	1 , + 0 + 3 × 0 0 定 収 4 3 2 0 1 0 3	1 , + 0 + 3 × 0 0 定 収 4 3 2 0 1 0 3	1 , + 0 + 3 × 0 0 定 収 4 3 2 0 1 0 3	1 , + 0 + 3 × 0 0 定 収 4 3 2 0 1 0 3
+ 0 + 2 × 0 0 定 収 5 0 2 2 3 1	2 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 8 6 4 0 2 7 1 1	2 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 8 6 4 0 2 7 1 1	4 , + 0 + 6 × 0 0 定 収 4 6 2 0 2 1 6	4 , + 0 + 6 × 0 0 定 収 4 6 2 0 2 1 6	4 , + 0 + 6 × 0 0 定 収 4 6 2 0 2 1 6	4 , + 0 + 6 × 0 0 定 収 4 6 2 0 2 1 6	4 , + 0 + 6 × 0 0 定 収 4 6 2 0 2 1 6
+ 0 + 2 × 0 0 定 収 6 0 4 8 6 4	8 , + 0 + 4 × 0 0 定 収 5 7 5 0 4 0 1 3	8 , + 0 + 4 × 0 0 定 収 5 7 5 0 4 0 1 3	0 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 5 3 3 0 4 3 6 1	0 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 5 3 3 0 4 3 6 1	0 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 5 3 3 0 4 3 6 1	0 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 5 3 3 0 4 3 6 1	0 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 5 3 3 0 4 3 6 1
1 + 0 + 2 × 0 0 定 収 1 0 4 8 6 4	2 , + 0 + 4 × 0 0 定 収 5 9 8 0 4 1 3	2 , + 0 + 4 × 0 0 定 収 5 9 8 0 4 1 3	5 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 2 3 1	5 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 2 3 1	5 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 2 3 1	5 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 2 3 1	5 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 2 3 1
関 係 術		關 係 政		關 係 學		關 係 學	
3, 5 5 3		3, 7 0 4		4, 4 9 0		4, 9 6 3	
0 定 収 1 員 容	7 , + 0 + 9 × 0 0 定 収 0 4 3 0 1 6 4	7 , + 0 + 9 × 0 0 定 収 0 4 3 0 1 6 4	4 , + 0 + 7 × 0 0 定 収 9 0 4 0 1 9 5	4 , + 0 + 7 × 0 0 定 収 9 0 4 0 1 9 5	9 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 6 3 4 0 1 8 6	9 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 6 3 4 0 1 8 6	2 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 8 6
0 定 収 2 員 容	6 , + 0 + 9 × 0 0 定 収 6 9 3 0 2 2 9	6 , + 0 + 9 × 0 0 定 収 6 9 3 0 2 2 9	2 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 8 6 4 0 2 7 1 1	2 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 8 6 4 0 2 7 1 1	2 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 4 0 5 0 2 6 2 1	2 , + 0 + 5 × 0 0 定 収 4 0 5 0 2 6 2 1	8 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 9 2
0 定 収 4 員 容	5 , + 0 + 8 × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 4 9 1	5 , + 0 + 8 × 0 0 定 収 8 9 4 0 4 4 9 1	8 , + 0 + 8 × 0 0 定 収 5 7 5 0 4 3 9 1	8 , + 0 + 8 × 0 0 定 収 5 7 5 0 4 3 9 1	8 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 0 2 6 0 4 9 6 4	8 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 0 2 6 0 4 9 6 4	1 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 1 6
0 定 収 8 員 容	4 , + 0 + 8 × 0 0 定 収 2 9 6 0 4 4 9 1	4 , + 0 + 8 × 0 0 定 収 2 9 6 0 4 4 9 1	6 , + 0 + 8 × 0 0 定 収 8 7 7 0 4 3 9 1	6 , + 0 + 8 × 0 0 定 収 8 7 7 0 4 3 9 1	9 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 0 , 1 0 4 9 6 4	9 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 0 , 1 0 4 9 6 4	8 , + 0 + 2 × 0 0 定 収 8 2

